

契 約 主 要 事 項 説 明 書

該当事項は■

件 名	生駒山麓公園再整備による地域活性化のための基盤整備検討業務
契約担当	みどり公園課
業務担当	みどり公園課
契約期間	契約日から 令和8年2月28日 までとします。
契約保証金	☐ (1) 生駒市契約規則の規定により免除とします。 ■ (2) 生駒市契約規則の規定により過去2ヶ年間に本市又は他の官公庁と同種同規模の業務の契約履行実績の提示がある場合、又はその他契約保証金免除措置に該当した場合においては、契約保証金を免除としますが、その他の業者の方は、契約金額の10%の契約保証金の納付又はそれに代わる担保の提供を求めます。 ☐ (3) 生駒市契約規則の規定により次の①・②に掲げる契約保証のうち、いずれか一つを選択することとします。 ① 契約保証金を現金で納めること。 ② 履行保証保険契約による契約保証を付すこと。
前払い金	■ 無 ☐ 有 (予算の範囲内で契約にのっとり行います。)
部分払い金	■ 無 ☐ 有 (予算の範囲内で契約にのっとり行います。)